

静 情 審 第 4 0 号
令和 7 年 1 月 3 0 日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会 長 下 田 明 宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 5 年 1 月 13 日 付け教総第 261 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

教員の懲戒処分等の公表基準に関する文書の部分開示決定に対する審査請求（諮問第 251 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が別記2に掲げる文書につき、その一部を非開示とした決定については、非開示とした全ての部分を開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和4年9月28日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、別記1の内容に係る公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月29日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和4年10月12日、実施機関は、文書の特定、開示決定等に相当の日数を要することから、開示決定等期間延長決定を行った。
- (3) 令和4年11月10日、実施機関は、本件開示請求に対し、別記2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、本件対象公文書の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 令和4年11月16日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消すことを求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 非開示理由である条例第7条5号は、たとえば一般人が参加する審議会や、教育委員会であれば教科書の採択に関する審議等において、偏向または過激な意見を持つ勢力から攻撃を受け、萎縮を招くといった事態や、採択を求める業者からの干渉といった可能性を想定している。免職者の学校名の公表に関する本件の審議においては、外部からの圧力や干渉が存在しないことは明らかである。
- (2) 教育委員が非常勤特別職であること、県教育委員会の定例会またはそれに準ずる会議中での意見交換であったことを考慮すれば、委員の意見内容を明らかにするのは当然である。
- (3) 定例会またはそれに準ずる会議の非公開理由として「率直な意見交換ができないため」と説明されたことはない。仮にそのような理由で非公開になるとしても、事後の民主的な検証が行えるように配慮すべきである。
- (4) 本件の意見交換はすでに終了しており、今後の率直な意見交換に影響を及ぼすことはない。

- (5) 条例第7条第5号にある「不当に」とは、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度のものを指す。教育委員の意見は議会で議員ごとの賛否を公開していることと同様に重要で、有権者の知る権利に当たり、見過ごし得ない程度の支障が発生するとは考えられない。
- (6) 審査請求人の社名や氏名が記載された文書が黒塗りなく開示されたことは遺憾である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 今回審査請求人が開示の争点としている「教育委員意見」の部分には、教育委員会の「その他報告」内における、教育委員の発言が記録されている。「その他報告」は、検討段階の素案等について、事務局から委員に報告し、報告についての意見交換をするもので、定例会や臨時会といった、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める会議とは性質、運用が異なる。また、懲戒処分や人事案件など、事案によっては報告の様子や内容は公開していない。仮に委員の発言の内容が公になれば、委員が外部からの干渉を恐れ、無難な意見に留めてしまうなど、本来の目的を果たすことができなくなるおそれがある。
- (2) 報告事項は未成熟な情報も多く、県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれもある。
- (3) 処分対象者の氏名、学校名等の情報は通常他者には知られたくない個人の機微に関する情報である一方、懲戒処分等の公表基準は、本来個人情報保護の観点から非開示とすべき情報について、例外的に公表することを規定しているものであるから、その内容は処分対象者の権利利益に大きな影響を及ぼすものである。懲戒処分の内容を公表すると、様々なメディアで取り上げられるとともに、多くの県民から意見が寄せられることから、世間一般の関心が大きい事項であるといえ、公表基準に関する審議、検討に関する情報について、審査請求人が主張するように、「そもそも外部からの圧力や干渉が存在しないことは明らか」とは評価できない。
- (4) 懲戒処分等の公表基準に関しては、公表のあり方等について要望書が提出されており、今後教育委員会内で意見交換等がなされることも想定されることから、審査請求人が主張するように、「開示することで今後の率直な意見交換に影響を及ぼすこともない」とは評価できない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和4年7月7日に行われた教育委員会定例会の「その他

報告」における資料及び当該報告に係る6月30日の事務局内協議資料である。このうち、本件審査請求の対象となる文書は、教員の懲戒処分等に係る公表基準の改正に関して、報道各社からの要望内容、教育委員の意見及び教育委員会事務局の参考意見がまとめられた文書である。当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、本件決定により非開示とされた部分には、教育委員による意見の要旨が記載されており、その内容は、懲戒処分及び逮捕事案の発生時に公表する情報の範囲の見直し等を主訴とした要望に対し、可能な範囲で要望内容を反映しようとする事務局意見を追認するものが主であった。また、発言者が明らかになっている一部箇所を除き、教育委員の総意がまとめられた内容が中心となっている。

(2) 「その他報告」について

実施機関によると、「その他報告」とは、定例会の実施後に引き続いて行われ、検討段階の素案等について、教育委員会事務局と教育委員間において報告、意見交換をするための議論の場である。なお、人事に係る案件やその他必要と認められる事案は非公開により行われるとのことである。

(3) 本件対象公文書中の「その他報告」における議題について

実施機関によると、本件対象公文書の主題である「教員の懲戒処分等に係る公表基準の改正」（以下「本件改正」という。）とは、令和4年4月12日付けで県政記者クラブより提出された公表基準の見直し等に係る要望を受け、実施機関において検討が行われたものである。「その他報告」における協議は、同月以降5回行われ、8月1日に改正に至っている。その報告の様子や議事録については、懲戒処分に係る事案であることから、非公開とされているとのことである。

(4) 条例第7条第5号について

実施機関が非開示の根拠とする条例第7条第5号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とする旨を規定している。

その趣旨は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれることのないようにすることにあり、これらの確保を図るために、外部からの圧力、干渉等により県の機関等の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものや、未成熟な情報であって、公にされることにより県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの等が非開示情報として定められている。

条例の「解釈及び運用の基準」では、「不当に」とは、審議、検討又は協議に

関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度のものである場合をいうとされている。また、合議制の機関における会議に係る情報について、本号により開示又は非開示の判断をする場合は、議事の公開・非公開の状況に関わらず、当該合議制機関等の性質や審議事項の内容に照らし、個別具体的に率直な意見の交換等が不当に損われるおそれがあるかどうかで判断することとされている。

(5) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件決定を取り消すべきと主張していることから、実施機関が非開示とした事由ごと、本件対象公文書の見分結果も踏まえ、本件決定の妥当性について、以下審査する。

ア 外部からの圧力、干渉等により率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれについて

実施機関は、「その他報告」及び本件改正に係る協議の性質を上記(2)、(3)のとおり説明し、懲戒処分等の公表基準の内容の検討においては、個人の機微に関する情報を扱う可能性があることや、世間一般の関心が大きい事項であることから、外部からの圧力、干渉等が存在しないとする審査請求人の主張を否定したうえで、委員の発言内容が公になることで、委員が外部からの圧力、干渉等を恐れて無難な意見に留めてしまうなどにより、自由かつ率直な意見交換による意思決定が阻害されるおそれがある旨、主張している。

なお、実施機関が非開示の根拠とする条例第7条第5号の該当性については、上記(4)のとおり、アカウントビリティの観点から情報を公にすることの利益と支障の比較衡量を行い、審議の性質や内容に照らして、個別具体的に開示又は非開示の判断をすることが必要であるところ、実施機関の説明は、会議の公開が規定されていない非公開により行われた場での議論であること、その会議内容を公にすることで圧力や干渉等が生じるおそれがあるとの主張に留まっており、そのおそれの程度や、それによって生じる支障の程度についての説明はなされていない。

両者の主張について検討すると、教員の懲戒処分に関しては、確かに実施機関の主張のとおり、一般的に世間の関心が高く、その公表基準についての議論は、当事者や関係者に対し、公私にわたり大きな影響を及ぼしかねない情報が含まれることも考えられる。議論に際しては、例えば加害者の情報を世間に知らしめ、社会的制裁を加えるべきと考える勢力や、過去の当事者又は利害関係者をはじめとした外部の者から干渉等が行われる可能性は完全に排除できるものではなく、審査請求人の主張のように外部からの圧力や干渉が存在しないことが明らかであるとまでは認められない。

公表基準の議論において外部からの干渉が起こりうる意見の内容は、例えば

過剰な加害者保護に傾き、合理的な理由もなく基準の変更を認めないといった、極度に偏向した意見等が考えられる。また、発言を公にすることで想定される支障は、賛否について具体的な意見を表明した際等に、その発言者と発言内容を併せて公開することにより顕在化するものといえる。

本件対象公文書においては、非開示部分に記載された教育委員の意見は、上記(1)のとおり、その多くが本件決定において開示済の事務局意見を是認するものである。記載された意見は、一部を除き、発言者の氏名は記載されておらず、開示することで外部からのいわゆる個人攻撃のような事態を招くことは想定されない。一部の意見の発言者が特定できる箇所についても、事務局意見に対して想定されうる懸念点を述べているに過ぎず、反対や過激ともとれるような意見は見受けられない。

こうしたことから、仮に非開示部分を公にしたとしても、記載された意見の内容をもとに教育委員に外部からの圧力や干渉が加えられることが予想されるとは言い難い。したがって、これらの意見を公表することで、その公益性を上回る程度の支障を招くとは考えにくく、外部からの圧力や干渉等を理由に本件非開示部分が条例第7条第5号に該当するとは認められない。

イ 検討段階の素案等を開示することで県民等の間に混乱を生じさせるおそれについて

実施機関は、「その他報告」が検討段階の素案等を扱う場であり、その議事内容を開示することで県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると主張している。

県の機関等における審議、検討又は協議に関する情報の非開示情報該当性については、上記(4)に記載したように、議事を非公開としている会議であっても、当該合議制機関等の性質や審議事項の内容に照らし、個別具体的に率直な意見の交換等が不当に損われるおそれがあるかどうかで判断することとされており、公開・非公開といった会議の開催形式や、扱っている内容が検討段階の素案であるといった会議の位置付けだけをもって一律に非開示情報該当性を判断すべきものではない。

以上を踏まえ、本件改正を扱った令和4年7月7日の「その他報告」の議事内容の非開示部分を開示することで、検討段階の素案等を扱ったものであることを理由に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるかについて検討する。

本件対象公文書は、別記2の1については、①その他報告における説明資料本体、②懲戒処分の公表の流れ（現状フロー、提案フロー）、③報道各社からの要望に対する教育委員の意見及び教育委員会事務局の参考意見、④県政記者クラブからの要望に対する回答書案（本体、別紙）から構成されており、別記2の2については、①その他報告における説明資料本体、②公表基準改正案、③報道各社からの要望に対する教育委員の意見及び教育委員会事務局の参考意

見から構成されている。

実施機関が非開示としたのは、別記2の1、2とも、③の文書中の教育委員意見欄のみであり、それ以外の本件改正案そのものについては非開示とはされていない。検討段階の未成熟な情報を公にすることによって、県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせる場合もあり得るが、本件の場合、令和4年8月1日改正の改正案そのものは既に関示されていることから、加えて教育委員意見欄を開示することで、アカウントビリティの向上に資することはあっても、県民等に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるとは言い難い。

したがって、検討段階の素案であること等を理由に、本件非開示部分が条例第7条第5号に該当するとは認められない。

ウ 今後の意見交換への影響が生じるおそれについて

実施機関は、今後も本件に関する意見交換等が想定される中、今回の議論の内容を明らかにすることで、今後の率直な意見交換に影響を及ぼす可能性があるとは主張する。

しかし、本件改正に関する協議は改正をもって終了していること、今後教育委員会内で意見交換等がなされることも想定されとする実施機関の主張は首肯できるが、仮に今後本件に関して意見交換等が行われるとしても、上記アのとおり、非開示部分に意思形成過程の機微に関する内容が含まれているとは認められないことを考慮すると、仮に非開示部分を公にしたとしても、記載された意見の内容をもとに教育委員に圧力や干渉が加えられるとは言い難く、今後の意見交換に支障が生じるとは認められない。

したがって、今後の率直な意見交換に影響を及ぼす可能性があることを理由に、本件非開示部分が条例第7条第5号に該当するとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件決定においては、審査請求人の氏名等が開示されている箇所があり、審査請求人より遺憾である旨が表明されている。

条例が定める公文書開示請求制度は、記載された氏名等が開示請求者本人のものであったとしても、開示請求者の属性や請求理由等といった個別の事情は開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないから、当該箇所は、本来、条例第7条第2号により非開示とすべき情報であった。

実施機関においては、今後、公文書開示請求制度の趣旨を理解のうえ、適正な対応を行うよう努められたい。

別記 1 開示請求の内容（審査請求の対象である開示請求）

静岡県教育委員会が2022年8月1日に改正した「懲戒処分等の公表基準」において、

- ・「被害者又はその関係者」の定義がわかる資料や職員作成のメモなど
- ・「プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合」の具体例がわかる資料や職員作成のメモなど

別記 2 本件対象公文書

- 1 令和4年7月7日定例会その他報告資料（6月30日事務局内の協議資料）
- 2 令和4年7月7日定例会その他報告資料

別記 3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和5年 1月 16日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和6年 10月 17日	審議	第381回
令和6年 12月 24日	審議	第383回
令和7年 1月 28日	審議、答申	第384回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第381回～第384回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第383回、第384回
久 保 田 誠 実	弁護士	第381回、第383回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第381回～第384回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第381回、第383回
森 下 文 雄	弁護士	第381回～第384回